

## 議案第15号

富津市漁港管理条例及び富津市漁港漁場整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

富津市漁港管理条例及び富津市漁港漁場整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月19日提出

富津市長 高橋 恭 市

## 提案理由

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）が施行されることに伴い、新たに創設される漁港施設等活用事業に関する占用料の徴収に関する規定を追加するとともに、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市漁港管理条例及び富津市漁港漁場整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

(富津市漁港管理条例の一部改正)

第1条 富津市漁港管理条例（昭和47年富津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第15条第1項中「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加える。

(富津市漁港漁場整備事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 富津市漁港漁場整備事業分担金徴収条例（平成28年富津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。